

令和3年12月16日

各指定障がい福祉サービス事業所等 管理者 様

大阪市福祉局障がい者施策部  
障がい福祉課長  
障がい支援課長  
運営指導課長

#### 新型コロナウイルス感染症に係る業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修について

平素は、本市福祉行政の推進にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症に対する取組につきましては、この間、適切な支援にご尽力いただき御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染者や自然災害が発生した場合であっても、障がい福祉サービスが安定的・継続的に提供されることが重要であることから、障がい福祉サービス事業所等における業務継続計画（BCP）の作成を支援するため、大阪市社会福祉研修・情報センターが実施する福祉従事者研修において、下記のとおり標記の研修を実施しますのでお知らせします。

各事業所におかれましては、令和3年度障がい福祉サービス等報酬改定において、すべての障がい福祉サービス等事業者が業務継続計画（BCP）の策定が義務付けられた（※）ことを踏まえ、どのような環境の下でも命と暮らしを守る支援を続けていくための業務継続計画（BCP）の重要性をご理解いただき、感染症や災害に強いサービス提供体制の構築に努めていただきますようお願いいたします。

なお、令和3年12月6日付厚生労働省事務連絡「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修について」において、業務継続ガイドライン等を活用したBCPの作成や見直しに資する研修動画の公開が通知されておりますので、併せてお知らせします。

（※）3年間（令和6年3月31日まで）の経過措置が設けられています。

#### 記

##### 1 目的

令和3年度障がい福祉サービス等報酬改定で、すべての障がい福祉サービス等事業者が業務継続計画（BCP）の策定が義務付けられました。どのような環境の下でも命と暮らしを守る支援を続けていくための業務継続計画（BCP）をどのように作成するかを考え、普段の通常業務を感染症や災害に強い体質に改善していくことを目指します。

2 受講対象者

大阪市内の障がい・介護福祉関係施設・事業所に従事する方

3 研修日時

令和4年1月18日（火） 午後2時～4時

4 研修会場

大阪市社会福祉研修・情報センター 5階 大会議室

5 研修内容

感染症や自然災害が発生した場合であっても、障がい福祉サービス等が安定的・継続的に提供されることが重要であることから、障がい福祉サービス事業所等における業務継続計画（BCP）の作成について、国の業務継続ガイドラインに基づいて学びます。

なお、講義前には、大阪市福祉局障がい者施策部運営指導課から業務継続計画の策定についての簡単な説明を行います。

6 講師

独立行政法人国立病院機構本部

DMA T事務局 松田 宏樹 氏

7 定員

72人（申込多数の場合は、抽選）

※抽選に外れた場合であっても、オンデマンド配信により視聴可能。（配信期間は、令和4年2月1日～同年3月末日まで。）

8 受講申込

下記、大阪市社会福祉研修・情報センターホームページよりお申込みください。

URL：<https://www.wel-osaka.com/kensyu/syosai.php?id=61a6e2983c711>

**※申込期日 令和4年1月5日（水） 午後5時まで※**

9 その他

厚生労働省が作成・公開する業務継続ガイドライン等を活用したBCPの作成や見直しに資する研修動画については、別紙をご参照ください。

**【お問い合わせ先】**

大阪市福祉局障がい者施策部

担当：古藤、沼田 Tel：06-6208-7986、8071